

行政視察報告・森林が貢献できること（昨年10月21日～22日）成長の旺盛な若い森林を造成（CO² 吸収量の確保）大気中の炭素の長期間保存（CO² 排出量の削減）を目標に岡山県の新見市・真庭市に視察を行った。

〔視察趣旨〕 森林は大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化の防止に貢献している。又、森林から生産された木材を建築物等に利用することで、炭素の長期的な貯蔵や建築時の二酸化炭素の排出削減に貢献する。さらに、樹皮やのこ屑をエネルギー源として利用することで化石燃料を代替することになる。2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を日本全体でゼロにする）達成のためには、二酸化炭素を削減するとともに、二酸化炭素の吸収量を確保することも重要であり、「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」への取り組みを新見市に学んだ。

真庭市においては、間伐材や製材から出る端材といった未活用の木材を活用し、2015年から「木質バイオマス事業発電所」を稼働している国内を代表する自治体であり、見学者が大変多く現地視察がかなわず、木質バイオマス発電はデスクワークとし、「公共施設リノベーション事業」について真庭市中央図書館の現地視察を行った。

文責 小林雄二

編集後記



菊川小学校西側富田川（菊川）護岸に咲き誇っているソメイヨシノ開花は壮観です。当時のスポ少指導者の皆様のご尽力で植えられ、今日まで、半世紀以上たっていますが、多くの皆様の保護の下、みんなの保養となっているようです。

治水ダムがなかったころ、菊川下流は床下浸水も経験したようですが、その心配もなくなったようです。しかしながら、定期的な河川の土砂撤去は重要であり、今回もやられています。（R7年5月30日まで）

このことだけや、ここのことだけ、に限らず、これからも市内全域の快適な住みよい生活環境づくりのために尽力していくことはSDGs 社会に向けての英知ではないでしょうか。

どんな事でも
ご相談ください

《連絡先》 TEL 0834-63-5769

小林雄二



1951年12月7日 第3種郵便物認可

小林雄二 後援会報『ネットワーク』

社会新報
発行所：
社会民主党全国連合機関紙宣伝局
週刊（水曜日発行）
〒104-0043 東京都中央区湊 3-18-17
電話 代表 03(3553)3787
●振替00140-1-3203 ●定価180円
●1ヶ月700円 ●送料164円
号 外



ネットワーク

NO.99

2025

6月号

〒746-0082 周南市大字下上2093-3 ☎63-5769



市民の会
小林 雄二

「市民の声を背景に」本気で議論を

3月定例会では、周南市議会では、新度予算を集中的に議論するため、会派ごとの執行部（市長）への「会派質問」を導入しています。

質問順は大きい会派順となり、重点施策が重複することもあります。各会派（各個人）の特長を生かした、より活発な議論を行うことを目的に、質疑ではなく質問を行うこととし、特に新年度予算議案については「質問通告性」としており、「言いつばなしではなく」議論をしようというところに重点がおかれていると思っていますし、とりわけ少数会派にとっては「本気で議論できるな」とも感じています。

〒746-0082 周南市下上2093-3

周南市議会議員 小林 雄二



議会改革として避けて通れないこと

昨年の会派代表者会議では、議員定数削減に向けての特別委員会設置を求める意見と、今日的な投票率低下に鑑み議員定数適正化を含む議会改革特別委員会設置の意見があり、昨年7月23日に「議会改革に関することを付議事件」として設置されました。

周南市議会では、これまでも、議会改革を行ってきたところですが、合併後20年を経過し、投票率低下など懸念される中、時代の変化に即した市議会の在り方を検討する場として議会改革特別委員会が設置されました。

議会改革特別委員会協議事項の⑥番目に議員定数に関する事、（議員定数の適正化について報酬、政務活動費等を含めて検討する）が上程されています。避けて通ることは許されないのではと思います。

市議会のデジタル化に関する 決定事項について

昨年の10月29日の委員会において、本市議会におけるデジタル化の方向性について協議し、「本市議会においてペーパーレス化に向けてタブレット端末を用い、ペーパーレス会議システムを導入し、本会議や委員会等で運用する」ということを全会一致で決定いたしました。

導入する機能については、1、ペーパーレス会議システム。2、インターネット検索エンジン。3、メール機能やコミュニケーションアプリ。4、スケジュール管理機能。

次に、庁舎外への持ち出しについては、可とする。執行部の導入については、議場や委員会室へ執行部で導入しているノートパソコンの持ち込みを可とする。以上のとおり決定しました。

議会改革特別委員会の主な協議内容・協議順序は、①市議会のデジタル化に関すること。②一般質問及び会派質問（質問通告期間の検討、質問時間の検討、会派質問の再検討など）に関すること。③議会だより（各議案への議員の賛否を明らかにする、発行頻度を多くする、カラー化とするなど）に関すること。④市民に開かれた議会（魅力ある市議会、委員会懇談会を積極的に活用など）に関すること。⑤議員の資質（議員の資質向上を行うなど）に関すること。⑥議員定数（議員定数の適正化について報酬、政務活動費等を含めて検討する）に関すること。⑦会議（議場のカメラワークに関すること、質疑の回数の制限をなくすなど）に関すること。⑧会派代表者会議における全会一致の原則を再検討する。現状ではほぼ半分近くが協議終了ですが、内容的には時間がかかりそうなものも予想されそうです。

本会議場で質問した 3月会派質問の主なもの

（問い） 市政の継続性から思うに、「すべての施策は人口減少対策につながる」と言われていますので、人口対策はあえて強調されないのかと思いますが、しっかりした地域経済を確立していくこと、働いて富を蓄積し社会に還元していくこと、とりわけ人材を育成し雇用の向上を図る施策が大変重要であると思うが、どのような施策を展開していくのか。

（答弁） 具体的には未来人材への奨学金であったり、人材育成が重要であり、産業の育成というのがやっぱり一番大切であろうと思っている。人口減少の中でもどうやって町として生きていくかしっかりとやっていくまちづくり総合計画をつくっている。本市の強みという部分は企業があったり駅があったり周南3市の連携というのは非常に重要であると思っている。

（問い） 令和11年度に敬老会対象者年齢を80歳以上に引き上げる案が示されているが、長寿をお祝いする趣旨を踏まえると、対象年齢の引き上げについてはもっと慎重にすべきであろうと思うがどうか。

（答え） 対象者数は高齢化の進展に伴って増加傾向にあり、令和6年度では約2万7,000人強となっている。市社会福祉協議会から担い手不足等による敬老会の見直しについて要望書が提出され協議を行っています。

検討の結果、敬老会の開催又は記念品配布の選択制は維持しつつも、令和7年度から対象者を1歳ずつ段階的に引き上げ、令和11年度に対象者を80歳以上

に引き上げることとし、令和12年度以降については、地域のご意見を踏まえながら、再度、事業の方向性を検討することを考えております。参加者の皆さまに楽しんでいただける魅力のあるものとなるよう、毎年度各地区の皆さまのご意見をお伺いしながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えています。

（問い） 周南緑地における各施設整備、陸上競技場、総合スポーツセンターの改修、屋内水泳場の施設整備スケジュールはどうなっているか。

（答え） 周南緑地における各施設整備改修は令和5年4月から開始している。令和5年度は整備や改修対象施設の基本設計・実施設計を、令和6年度は水泳場を解体し、それぞれの跡地に駐車場整備、サッカー場の人工芝化、庭球場の人工芝張り替え、屋外トイレの改修、陸上競技場の管理棟の解体を実施している。

来年度以降の各施設の工事については、令和8年3月に陸上競技場及び総合スポーツセンターの改修工事が、また同年6月には、ランニングコース、そして、令和9年3月に屋内水泳場が完成する予定としております。

（問い） 児童クラブの待機児童数ゼロに向けた体制作りについての取り組み状況はどうか。

（答え） 現在、市内27小学校区のうち、鼓南・須磨・八代を除く、24小学校区25か所に現在47教室を設置している。

児童クラブに対する保護者のニーズは高まっており、令和6年5月1日現在では、68名の児童が入会待ちとなりました。さらに夏休み期間には、約160名が児童クラブに入会することがかな

いませんでした。

このような現状を踏まえ、令和6年8月から9月にかけて、すべての小学校を対象に教室等の使用状況について現地調査を行い待機児童が特に多い4つの小学校においては、学校の協力を得ながら児童クラブとして教室等を活用できるよう、準備を進めている。

又、令和7年度当初予算においては、児童クラブが未設置の小学校区の児童が、タクシーを利用して近隣の児童クラブに行くことができるよう児童移送業務委託料の計上をしているところです。

（問い） 就学援助について、学校教育法においても市町村は必要な援助を与えなければならないとあり、本市における就学援助制度の現状と申請率向上への取り組み状況はどうか。

（答え） 令和3年度は、児童生徒数10,232人のうち就学援助申請者は2,138人で申請率は20.9%、令和5年度は、児童生徒数9,737人のうち就学援助申請者は1,845人で申請率18.95%、となっています。

就学援助の認定基準につきましては市町村ごとに定めることとなっており、就学援助制度を広く周知し、就学援助対象保護者が漏れなく積極的に申請していただけるように、前年度に就学援助を受給されているすべての保護者宛てに郵送で継続申請のお知らせをするなど周知徹底してまいりたいと思っております。

（注）3月定例議会は本会議場で施政方針・予算質問・一般質問と合わせて実施されたもので、紙面の都合上、主なもの、気になっていたところを報告しました。